

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月22日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課).....一
 - 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課).....一
 - 保安林の指定(下関市)(森林整備課).....三
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....三
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....四
 - 洪水浸水想定区域の指定(河川課).....四
- 公告
 - 肥料の登録(農業振興課).....五
 - 肥料の登録事項の変更(農業振興課).....六
 - 肥料の登録の失効(農業振興課).....六
 - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....七
 - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....八
 - 公共測量の実施の終了(三件)(監理課).....一
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....二
 - 政治団体の異動事項.....二
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....三
 - 資金管理団体の名称等.....三
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....四
- 公安委規則
 - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....四
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....四

○企業管理規程

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程.....一四

山口県企業局職員健康管理規程の一部を改正する管理規程.....一五

○雑報

県報の正誤(平成三十一年二月五日山口県告示第二十二号).....一五



山口県告示第八十三号

平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示(平成三十年山口県告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 調査地域中「豊田町大字大河内」の下に「豊田町大字殿敷」を、「山口市」の下に「秋穂二島」を、「防府市」の下に「大字中山及び」を加え、「及び大字河内」を、「大字河内及び葉山二丁目」に改め、「長門市俵山」の下に「及び日置上」を、「周南市大字湯野」の下に「及び大字鹿野上」を加える。

山口県告示第八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

七 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部
2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市大字阿内字フスヘキ九三六の九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路 線 名 下関長門線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市形山みどり町一の四地先から 同市大字石原字壁石七〇の一地先ま で	最狭 二五・〇	最狭 一三・七	四四・〇	四五八・八	道路改良工 事の完了による。
	最狭 四八・八	最狭 一三・七	四四・〇	四五八・八	

山口県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課

において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関長門線	下関市形山みどり町一の四地先から 同市大字石原字壁石七〇の一の地先まで	平成三十一年三月 二十三日

山口県告示第八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
上市地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	徳地島地	慶福	一一二二九の一 一一二二七 七一九の一 四五 四六 一の四	一号 二号 三号 四号 五号 六号

山口県告示第八十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川に

ついて洪水浸水想定区域を指定した。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 河川の名称
佐波川水系島地川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに周南土木建築事務所及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
由宇川水系由宇川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
富田川水系富田川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
厚東川水系厚東川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

一 河川の名称

厚東川水系中川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

一 河川の名称

厚東川水系大田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。〕



(七一) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者
山口県生 第六〇四号	平成三〇、七、二	副産石灰肥料	くみあい粒状ミネテツエースII	アルカリ分 四〇・〇	公定規格のとおり	氏名 アサヒミネラル工業株式会社 住所 広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第六〇五号	〃 一〇、四	消石灰	肥料用七〇・〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	氏名 重安石灰株式会社 住所 美祿市大嶺町北分五 六二
山口県生 第六〇六号	平成三一、二、一九	副産石灰肥料	粒状ミネラルG	アルカリ分 四三・〇 く溶性苦土 一・〇	公定規格のとおり	氏名 アサヒミネラル工業株式会社 住所 広島県呉市昭和町一 番一号

(七二) 肥料の登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項を変更した旨の届出がありました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	変更年月日	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	変更事項	生産者
山口県生 第五五七号	平成三〇、二、二三	蒸製骨粉一一号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 りん酸全量 二・〇	公定規格のとおり	住所の変更	氏名 山口県特殊化成企業組合 住所 （旧）岩国市周東町 上久原五八〇 （新）岩国市周東町 上久原一〇五八
山口県生 第五五八号	〃 〃 〃	山口ミール	窒素全量 九・五 りん酸全量 五・五	〃	〃	氏名 〃 住所 〃
山口県生 第五五九号	〃 〃 〃	フェザーミール	窒素全量 一二・〇	〃	〃	氏名 〃 住所 〃
山口県生 第五九一号	平成三〇、五、一四	肥料用六五・〇消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	〃	氏名 株式会社グリーンビジネス九州 住所 （旧）大分市大道町 （新）大分市宇佐市 大字山本一九九〇

(七三) 肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五六一号	平成三〇、 五、三〇	魚かす粉末	魚かす粉末	窒素全量 四・〇〇 りん酸全量 二六・〇〇	該当なし	氏名 又ハ名称 住 所
山口県生 第六〇三号	七、二	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネテツエ1ス	アルカリ分 四五・〇	公定規格のお り	アサヒミネラル工 業株式会社 住 所 広島県呉市昭和町一 番一号

(七四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成三十一年三月二十二日

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
山口北部土地改良区	理事	花田 憲彦	阿武郡阿武町大字奈古一八六三
〃	〃	小野 藤男	〃 〃 一〇六一
〃	〃	小田 保	〃 〃 三七九三
〃	〃	岩本 清	〃 〃 大字宇田二二二八の四
〃	〃	中原 孝	〃 〃 大字宇生賀一七八二
〃	〃	藤田 司朗	〃 〃 一三三三二
〃	〃	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
〃	〃	山木 好弘	〃 〃 二三八三の二
〃	〃	梅津 芳生	〃 〃 大字上田万二二二九
〃	〃	小田 孝詞	〃 〃 大字須佐三一七
〃	〃	近藤 忠憲	〃 〃 三五七三
〃	〃	大枝 邑	〃 〃 大字片俣一六一六
〃	〃	栗田 紀司	〃 〃 一三五九
〃	〃	河村 光佳	〃 〃 大字高佐上一二七
〃	〃	堀田 安正	〃 〃 大字高佐下一四〇九
〃	〃	浅野 直祐	〃 〃 大字吉部上二二九六
〃	〃	小野 昇	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一

山口県知事 村岡 嗣政

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
山口北部土地改良区	理事	大田八十二	萩市大字上田万二七五九
〃	〃	村上 孝志	〃 〃 大字須佐三四七四の一
〃	〃	金子 誠	〃 〃 大字高佐下八二〇の一
〃	〃	中村 秀明	阿武郡阿武町大字奈古二八七二
〃	〃	小野 藤男	〃 〃 一〇六一
〃	〃	小田 保	〃 〃 三七九三
〃	〃	白石 益雄	〃 〃 大字宇田一五三八の二
〃	〃	中原 孝	〃 〃 大字宇生賀一七八二
〃	〃	藤田 司朗	〃 〃 一三三三二
〃	〃	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
〃	〃	椿 照孝	〃 〃 二四三二の一
〃	〃	梅津 芳生	〃 〃 大字上田万二二二九
〃	〃	小田 孝詞	〃 〃 大字須佐三一七
〃	〃	近藤 忠憲	〃 〃 三五七三
〃	〃	大枝 邑	〃 〃 大字片俣一六一六
〃	〃	栗田 紀司	〃 〃 一三五九
〃	〃	河村 光佳	〃 〃 大字高佐上一二七
〃	〃	堀田 安正	〃 〃 大字高佐下一四〇九
〃	〃	浅野 直祐	〃 〃 大字吉部上二二九六
〃	〃	大田八十二	〃 〃 大字上田万二七五九
〃	〃	村上 孝志	〃 〃 大字須佐三四七四の一
〃	〃	吉岡 憲弘	〃 〃 大字高佐上一六一の一
〃	〃	小野 昇	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一

(七五) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号。以下「法」という。)(第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。))を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくるまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成三十一年七月から平成三十二年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区 分	期 間		知事管理量
	ま	あ	
まあじ	平成三十一年一月から同年十二月まで	七、五〇〇トン	四、〇〇〇トン
	平成三十一年一月から同年十二月まで	七、五〇〇トン	
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	若干	若干
	平成三十一年一月から同年十二月まで	若干	
まさば及びごまさば	平成三十一年七月から平成三十二年六月まで	若干	未定
	平成三十一年七月から平成三十二年六月まで	若干	

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認めら

れる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	数	
		平成三十年	平成三十一年
まあじ	中型まき網漁業	六、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能性に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能性の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら

ら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成三十一年九月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
まこがれ	小型機船及び手繰第三種漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まこがれ	小型機船及び手繰第二種漁業(手繰第二種漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年九月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成三十一年九月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
まこがれ	小型機船及び手繰第二種漁業(手繰第二種漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年九月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。

九 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

本県においてくろまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。

知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くろまぐろの採捕の実績の確かな把握に努める。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置（法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。）を講じる。

知事管理量の適切な管理を行うためには、くろまぐろの分布、回遊状況、くろまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十 くろまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項
くろまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期	知事管理量
三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで	八七・九トン（うち〇・一トンを留保する。）
三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一三・〇トン（うち〇・一トンを留保する。）

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項
小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数量
定置漁業	三二・八トン
定置漁業以外の漁業	五五・〇トン

十二 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

(一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。）は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

(二) 採捕の数量の公表

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。
採捕の数量が、知事管理量（留保する数量を除く。以下同じ。）又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
 - (2) 八割 指導
 - (3) 九割五分 勧告
- 2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。
- (1) 七割 助言
 - (2) 八割 指導
 - (3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
(2) 八割 指導
(3) 九割五分 勧告

4 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
(2) 八割 指導
(3) 九割五分 勧告

(四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等

県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。

国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くろまぐろの採捕の停止命令

(一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(七六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市大字福江

三 作業の期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月二十三日まで

(七七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市日地町、政所四丁目、大字栗屋、大字下上、大字上村、大字須々万本郷、大字徳山及び大字湯野

三 作業の期間

平成三十年十月十一日から平成三十一年二月二十八日まで

(七八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(都市計画図更新)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成三十年十月十九日から平成三十一年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
有田力後援会	山本 賢司	佐保 孝江	周南市河東町 6 番/6号		平成31、 2、 8
有近まちご後援会	勝村 靖夫	大室美恵子	柳井市新市沖 5 番20号		” 1、 3/
イースやめて 変えよう山口 会	廣兼 捷晃	山中 修	萩市大字江向56		” 2、 18
大石あやめ後援 会	佐々木明美	藤本 謙吾	宇部市松山町 / 丁目// 番//号		” 1、 7
かわの哲男後援 会	土井 郁男	河野 笙子	” 大字西岐波/233		” 2、 12
国本たくや後援 会	國本 卓也	國本 佳子	熊毛郡田布施町大字下 田布施2/6の10		” 1、 15
篠田洋司後援会	伊賀 克巳	上田 尚	美祿市大嶺町東分3370 の5		” ”
青龍会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁目 6 番 //号		” 2、 26
高井ともご後援 会	石川 弘巳	高井 健次	宇部市大字東岐波392/ の4		” 1、 24
卓友会	國本 卓也	國本 佳子	熊毛郡田布施町大字下 田布施2/6の10		” ” 15
ひがき徳雄後援 会	大田 幸夫	富山 哲夫	下関市田中町 6 番23号		” ” 4
松並弘治後援会	松並 秀夫	松並登美子	周南市大字呼坂2034		” ” 23

山口県維新の会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁目 6 番 //号	”	” 2、 6
山口県政に新風 な力を実現する 会 と活力あふれる 美祿市政を実現 する会	池部 道雄	池部 保江	萩市大字椿東3031の14		” ” 4
	篠田 洋司	上田 尚	美祿市大嶺町東分343 の2		” ” 1、 2/

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党橋支部	吉村 忍	会計責任者	柏谷 敏江	岡本 進之	平成31、 1、 15
自由民主党山口県電気通信 支部	兵庫 雄二	代 表 者	兵庫 雄二	信本さち子	” ” 1
自由民主党山口県土地改良 支部	守田 宗治	”	守田 宗治	江原 清	平成30、 ” 4、 ”
日本共産党山口県中部地区 委員会	五島 博	会計責任者	武波 義明	魚永 智行	平成31、 2、 12
芥川きくじ後援会	杉山 隆典	代 表 者	杉山 隆典	藏重 重成	” ” 4
有田あつし後援会	久保 實	”	久保 實	眞城 信	” ” 16
磯部登志恵の会	山下 和恵	”	山下 和恵	大町 和昭	” ” 1、 29
木村健一郎後援会	近間 純栄	事 務 所	周南市五月町 9番28号	周南市清水町 7番47号	” ” 27
黒川康弘後援会	田中 秀二	代 表 者 会計責任者	田中 秀二 新居田貞夫	山本森一郎 中司 誠	” ” 2、 3

篠田 洋司	美祿市長	夢と活力あふれる美祿市政を実現する会	美祿市大瀬町東分34の2	篠田 洋司	1、21
-------	------	--------------------	--------------	-------	------

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなかつた年月日)
浦岡 昌博	うらおか昌博後援会	平成31、2、28



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項生活環境課に関する部分中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）の施行に関する事。

第四条第三項地域企画課に関する部分中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号

を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第六項警備課に関する部分第二号中「（地域企画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項外事課に関する部分第三号を削り、同部分第四号ハ中「公安課に関する部分第三号」を「公安課に関する部分第四号」に改め、同号に次のように加える。

二 公安課に関する部分第四号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号のテロリズムに関するもの

第四条第六項外事課に関する部分第四号を同部分第三号とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第六項外事課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

山口県公安委員会

表山口県下関警察署の部彦島幹部交番の項所管区の欄中「彦島本村町二丁目」を「彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島老の山公園、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目」に改め、同部南交番の項所管区の欄中「彦島塩浜町四丁目」の下に「彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目」を加え、同部本村警察官駐在所の項及び福浦警察官駐在所の項を削る。



山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十一号及び第二十二号中「二億円」を「三億円」に改める。

第六条第一項第二十五号及び第二十六号中「一億円以上二億円」を「二億円以上三億円」に改め、同項第二十七号及び第二十八号並びに同条第五項第三号中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第一各課共通の部14の項、15の項、17の項及び18の項並びに別表第二の18の項、19の項、21の項及び22の項中「一〇〇円」を「二〇〇円」に改める。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員健康管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員健康管理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員健康管理規程（昭和五十年山口県企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「山口県職員診療所の医師に」を削り、「委嘱するものとする」を「選任する」に改める。

附 則

この管理規程は、平成三十一年三月二十二日から施行する。



正 誤

平成三十一年二月五日山口県告示第二十二号（県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等）

三	ページ
下	段
表中	箇所
電子シ・ス・テム入札用機器	誤
電子入札シ・ス・テム用機器	正

平成三十一年三月二十二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市